
令和 6 年度自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト

報告書（概要版）

茨城県つくば市・静岡県浜松市

先駆けとなるような改革に取り組むモデル

1.事業概要（つくば市・浜松市）

【先駆け（住民情報の活用に向けたシステム開発）】

茨城県 つくば市

（人口 26.0万人 人口密度 917人/km²）

研究学園都市

施行時特例市

人口増加

静岡県 浜松市

（人口 78.5万人 人口密度 504人/km²）

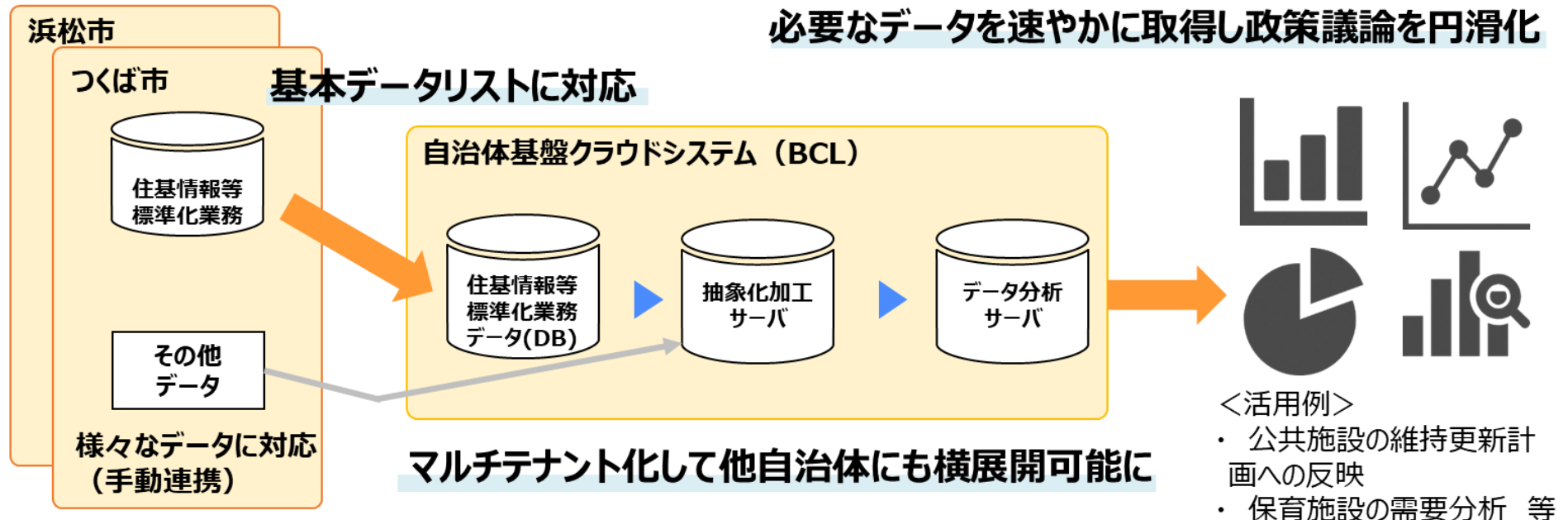
政令指定都市

人口・面積県内最大

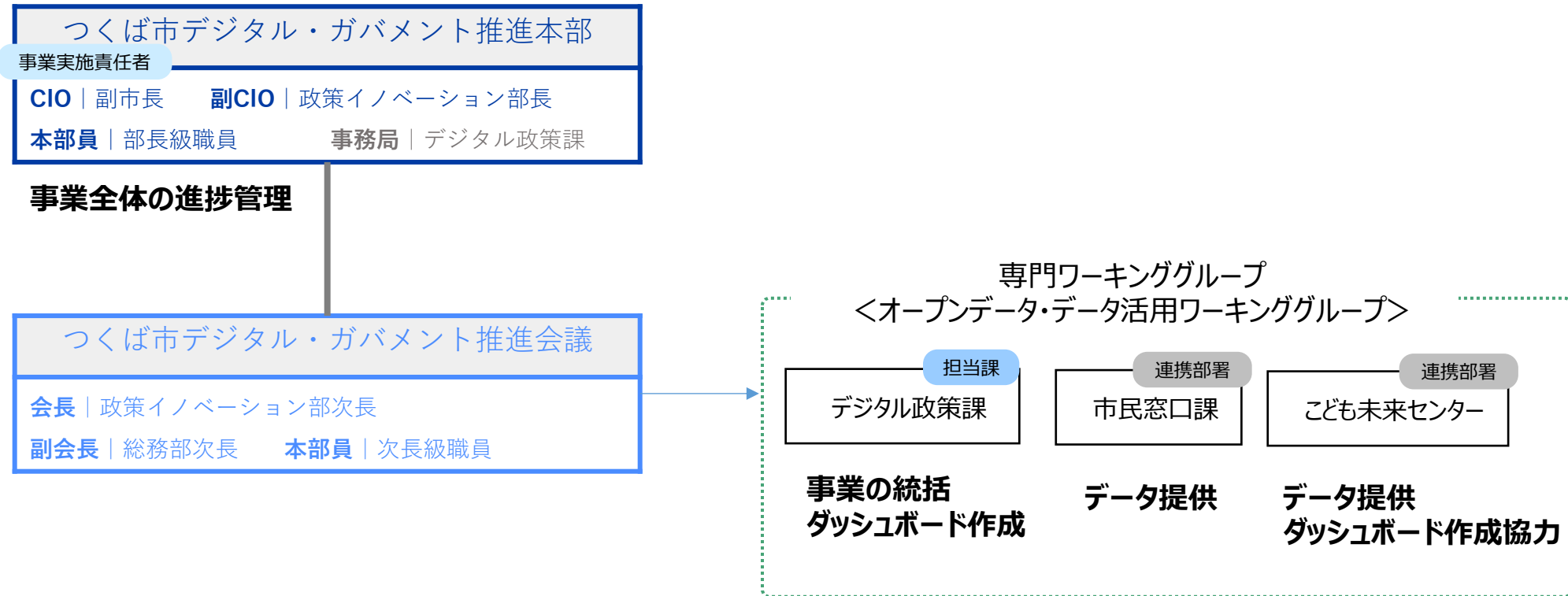
- 行政課題（公共施設の最適配置、保育施設の需要分析等）に対応するため、**保有データを庁内で活用できるよう抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発**
- 抽象化等を行うシステムはマルチテナント化することで**複数自治体での共同運用が可能なサービスを構築**
- システム間のデータ連携は標準化対象システムから抽出可能な統一のインターフェイス（基本データリスト）に対応。
 - ・団体ごとに必要なデータクレンジングのコストや労力を省力化
 - ・分析データのファイルレイアウトや定義が揃い、分析・可視化ノウハウの自治体間共有や再利用が可能

事業概要

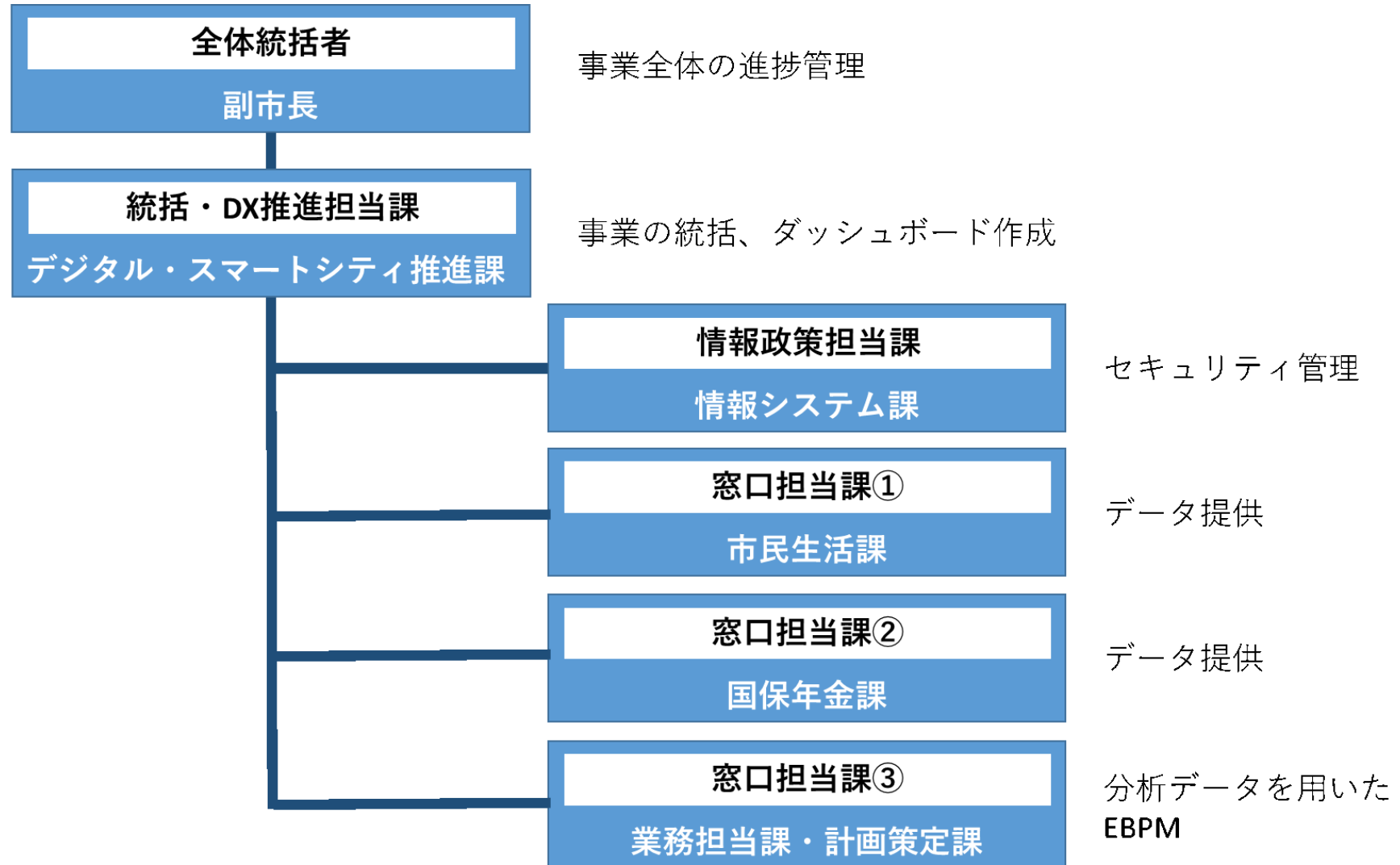
必要なデータを速やかに取得し政策議論を円滑化



2.庁内の推進体制図（つくば市）



2.庁内の推進体制図（浜松市）



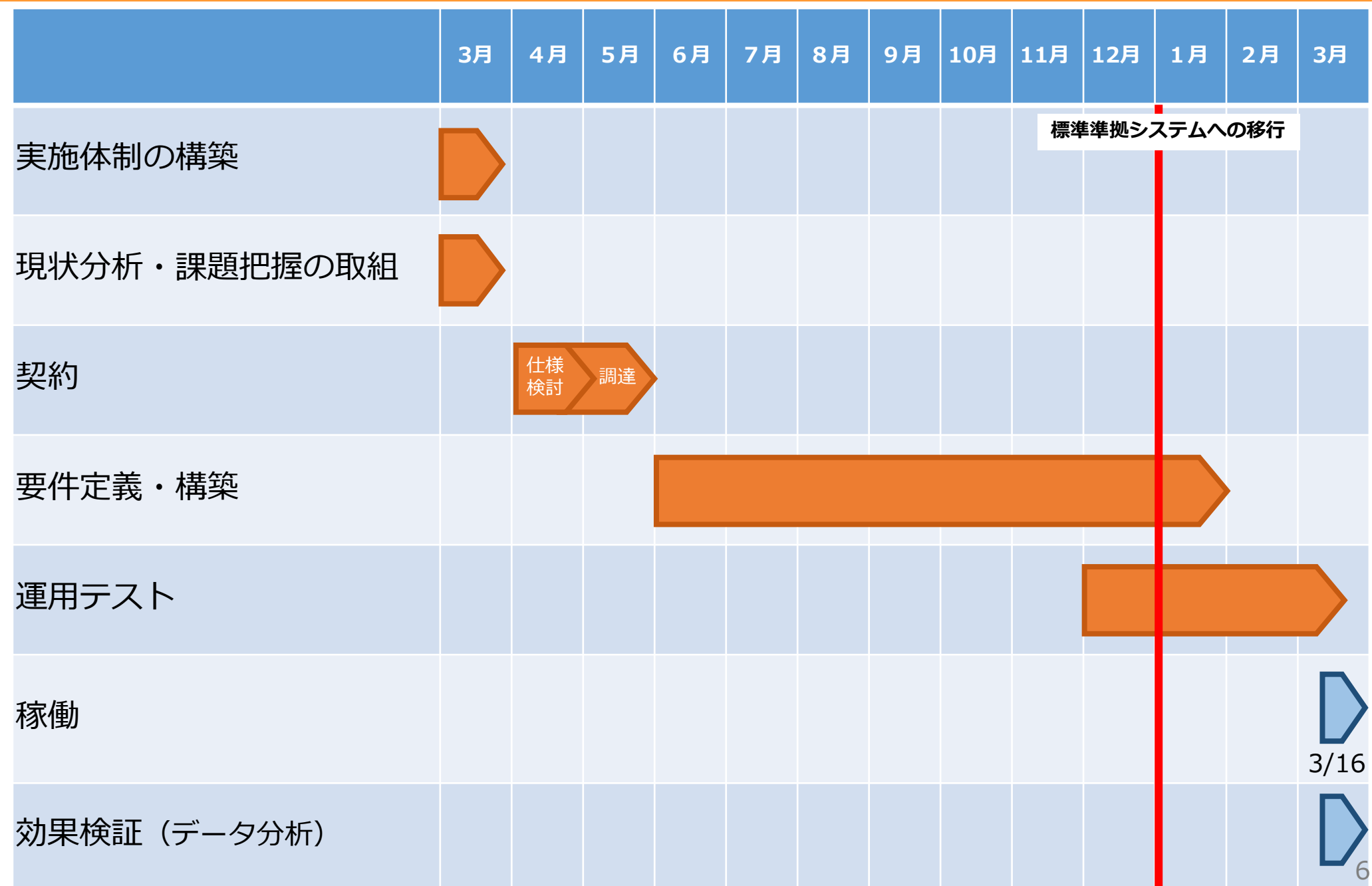
3. 目指す姿、改革全体のKPI（つくば市・浜松市）

目指す姿

政策判断がデータに基づき行われる データドリブンな行政経営の実現

KPI	目標	改革前	設定の背景
【つくば】分析結果を「エビデンス」として利用したケース数	20 (R9末)	0 (R6.4)	本基盤で分析した結果がどの程度利用されているかを確認するための指標であり、庁内への調査によって把握する。
【つくば】本基盤で作成した表・グラフの数	40 (R9末)	0 (R6.4)	本基盤を利用してデータ分析するために作成した表やグラフの数であり、データ分析サーバを確認して把握する。
【浜松】分析結果を「エビデンス」として利用したケース数	60 (R9末)	0 (R6.4)	本基盤で分析した結果がどの程度利用されているかを確認するための指標であり、庁内への調査によって把握する。
【浜松】本基盤で作成した表・グラフの数	60 (R9末)	0 (R6.4)	本基盤を利用してデータ分析するために作成した表やグラフの数であり、データ分析サーバを確認して把握する。

4.モデルプロジェクトのスケジュール（つくば市・浜松市）



5.現状分析・課題抽出の取組、対象手続の選定（つくば市・浜松市）

(1)現状分析、課題抽出の取組

【取組内容】

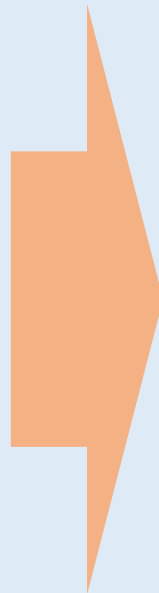
- ・ 2018年から継続的に実施しているデータ利活用研修等のアンケート結果から現状を分析
- ・ これまでのデータ利活用に関する庁内からの相談から、基幹業務データのニーズを確認
- ・ 自治体単独でのデータ分析基盤の構築・運用コストを確認
- ・ 個人情報保護法等の法令上の課題を確認

【抽出された課題】

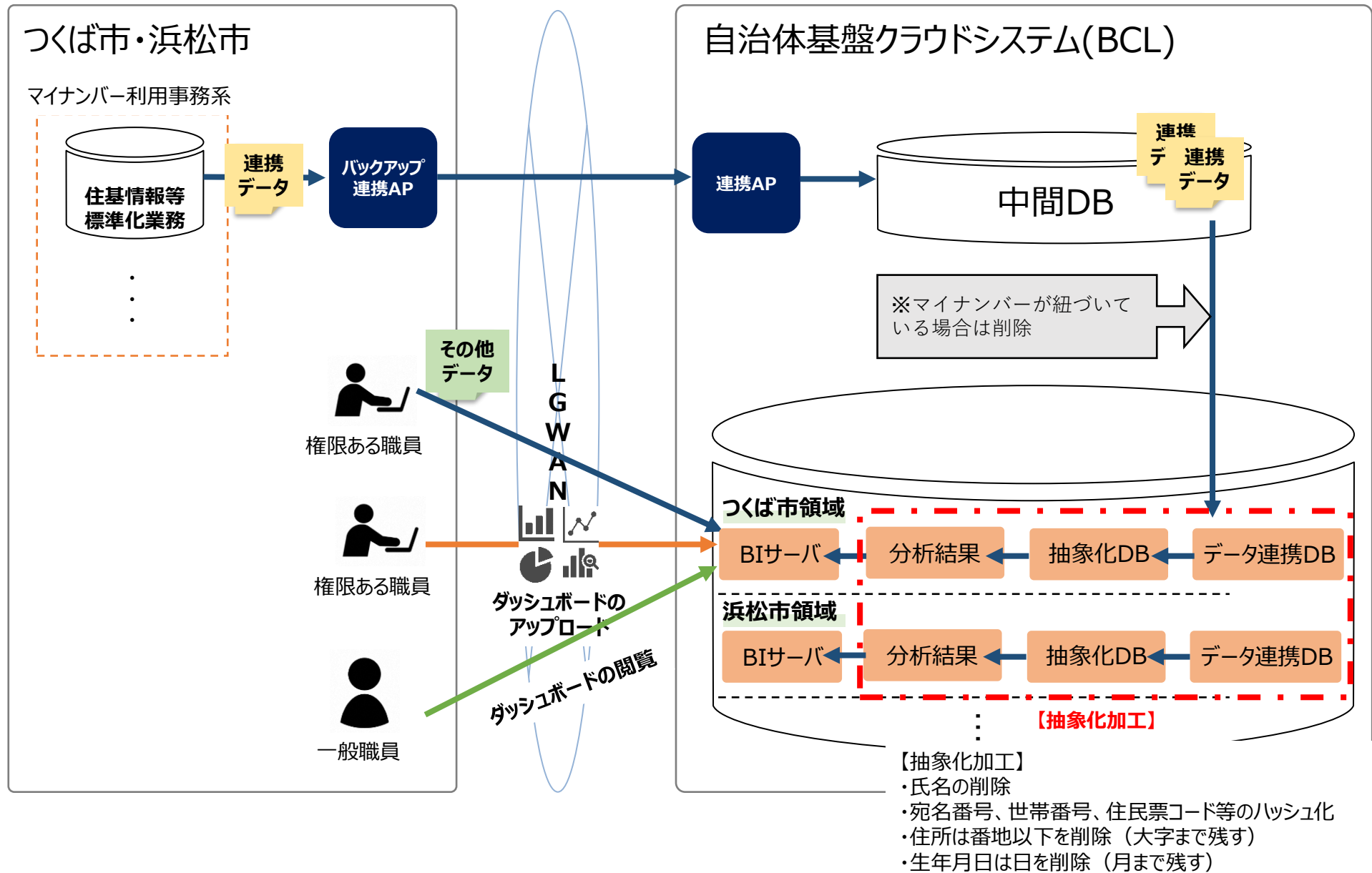
- ・ ニーズがある一方で、現状の分析環境が表計算ソフトに限られることから、基幹業務データ等の量が多いデータの活用が困難
- ・ データ分析基盤は構築・運用コストが大きい
- ・ 個人情報の取扱いに関する法令上の整理

【課題への対応】

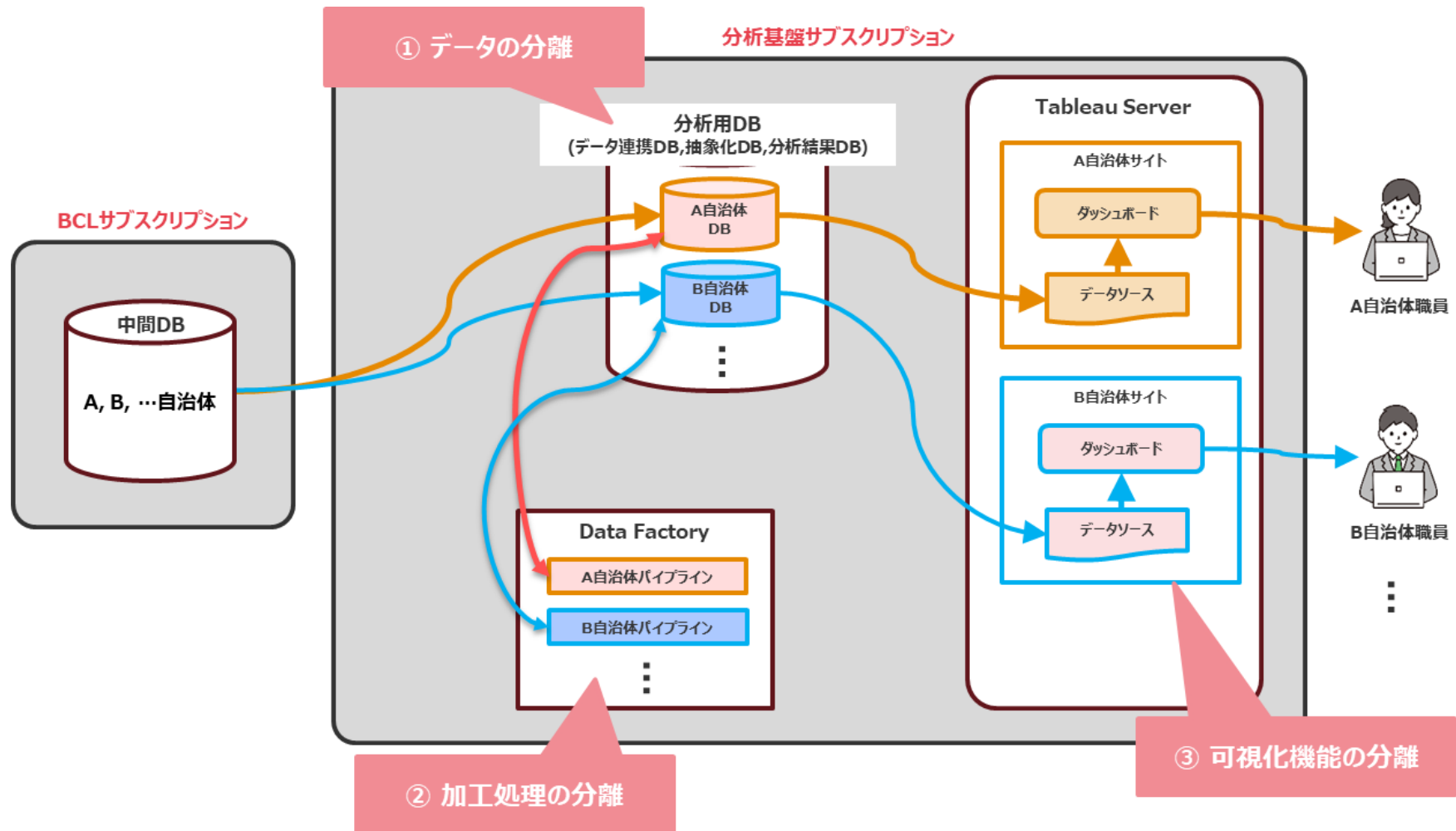
- ・ 必要なデータの取得やその分析を最小限のコストで実施できるようにするため、データ分析基盤を構築
- ・ 単独ではなく、マルチテナント化して他自治体と共同利用し、費用分担を実現することで、構築コストを無くし、運用コストも最小限にする
- ・ 個人情報の取扱いに関する法令上の整理について、総務省・個人情報保護委員会と協議



6.データフロー（つくば市・浜松市）



6.データフロー（マルチテナント化による他自治体への横展開について）



本基盤においては、自治体ごとにDB、パイプライン及びサイトを分離することにより、各自治体のデータをセキュアに保つ設計としており、他の自治体のデータは、システム上閲覧できない設計となっています。

Data Factory : Microsoft Azure上で利用可能なデータ加工ツール。

パイプライン : Data Factoryにおいて一連のステップをまとめたもの。パイプラインを分けることによって、データの混在を防ぎ、セキュアな環境を実現。

7.費用対効果向上に向けた工夫（つくば市・浜松市）

本事業における効果

庁内において作成した表やグラフなどのダッシュボードが
政策の立案・廃止・見直し等の根拠としてどの程度利用されたか（ユースケース数）

【効果の向上】

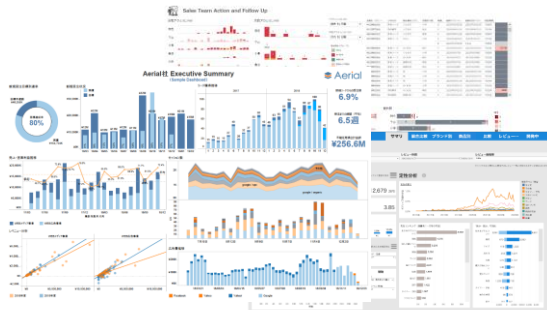
- （１） 共同利用自治体間でのノウハウ・ダッシュボードテンプレートの共有
- （２） 庁内周知・操作研修の実施

【コスト削減】

- （１） 他団体との共同利用・共同調達による費用低減

➡ 浜松市の場合、マルチテナント化（SaaS化）によって、単独導入時の**26.6%**費用削減

**ノウハウ・ダッシュボードテンプレートを共有することで
他自治体の活用事例を速やかに実装可能**



つくば市



浜松市

8.取組報告（個人情報保護法との関係）

- 地方公共団体の機関の内部（首長部局内など）において、自ら所管する保有個人情報のみを活用し、業務統計の作成を行うケースについては、特定された利用目的にかかわらず、対応することができる。
- 自ら所管する保有個人情報のほか、同一の地方公共団体の異なる機関（首長部局と教育委員会など）が所管する保有個人情報を活用し、業務統計の作成を行うケースについては、個人情報保護法第69条第2項第4号の規定により、「専ら統計の作成…の目的のために」保有個人情報の提供を受けることが認められている。
- このため、本取組のように、**組織内部において部署を横断し、EBPMなど政策の企画立案に活用する目的で、統計情報（業務統計）を作成する場合、保有する個人情報を活用することは可能。**

（個人情報保護法の整理）

- * 同一の地方公共団体の機関の内部（首長部局内 など）
⇒ 保有個人情報の内部利用による業務統計の作成。特定された利用目的にかかわらず業務統計の作成が可能。
- * 同一の地方公共団体内だが、異なる機関（首長部局と教育委員会など）
⇒ 個人情報保護法69条2項4号に基づき、保有個人情報を利用目的外で提供し、業務統計の作成を行うことが可能。
- 本モデル事業では、情報の取扱いに係る安全確保のため、及びプライバシーリスク低減のため、保有個人情報の抽象化加工を実施。地方公共団体の内部での情報の共有に当たっては、次頁のように利用上の制約を内規として定め、データ分析基盤の利活用について職員への研修を行っていくこととしている。
- 業務統計は、「特定の個人との対応関係が排斥されたもの」とすることを前提としており、ダッシュボードや統計データを作成するに当たり、次頁のように運用ルールを設定し、職員への研修を行うことにより、業務統計の質の担保を図ることとしている。

8.取組報告（リスク低減のための安全管理措置）

利用上の制限

- ✓ 保有個人情報所の所管課において、所管課以外によるデータへのアクセスを制御（統計作成の目的を確認し判断）する形で運用すること
- ✓ 所管課以外においてはデータを活用して業務統計の作成を行うことのできる職員は限られた者とする
- ✓ 作成したダッシュボードを共有する場合、読み込んだデータのダウンロード制限をつけ、読み込みデータが取得できないようにすること

運用上のルール

- ✓ 統計作成の過程で、実質的に個人の特定が可能な内容のダッシュボード等（例：人口の少ない地域の情報等）が作成されることも考えられることから、作成したダッシュボード等について、特定の個人との対応関係が排斥されているか等の内容確認を行うこと
- ✓ 特定の個人との対応関係が排斥されないダッシュボード等が作成されてしまった場合は、都度削除し、他部署への共有も行わないこと
- ✓ 庁内で幅広く共有するダッシュボード等については、統計作成を行った部局において個人の特定が可能な内容が含まれていないか等について慎重に確認するとともに、データ利活用担当部局等においてもダブルチェックすること
- ✓ 原則、ダッシュボードの公開は庁内のみとすること。ただし、市民にとって利益があるものと判断される場合等において、一般公開を妨げるものではない。その場合、k-匿名化等の適切な加工措置を検討し、必ず個人が特定されない状態であることを確認すること

8.取組報告（個人情報保護法、同ガイドライン等（抜粋））

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）抄

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、**行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。**ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、**本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。**

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、**専ら統計の作成**又は学術研究の目的**のために保有個人情報を提供するとき**、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）個人情報保護委員会 抄

4-1-1 行政機関等

（3）地方公共団体の機関

「地方公共団体の機関」には、知事、市区町村長、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関のほか、公営企業管理者（病院事業管理者を含む。）、警察本部長及び消防長等がそれぞれ該当する。

（5）行政機関等

「行政機関等」とは、次の機関及び法人をいい（法第2条第11項）、これらの主体が行う個人情報等の取扱いに対して法第5章の規律が適用される。

① 行政機関（4-1-1（1）（行政機関）参照）

② **地方公共団体の機関（4-1-1(3)(地方公共団体の機関)参照）**

③ 独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人（※）を除く。4-1-1（2）（独立行政法人等）参照）

④ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第2号（大学等の設置及び管理）若しくは第3号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。）

8.取組報告（データ分析基盤の活用想定）

（1）住民の現状把握

多くの政策や制度の基準となる住民基本台帳のデータから地域や年齢などの属性ごとに詳細に現状把握が可能

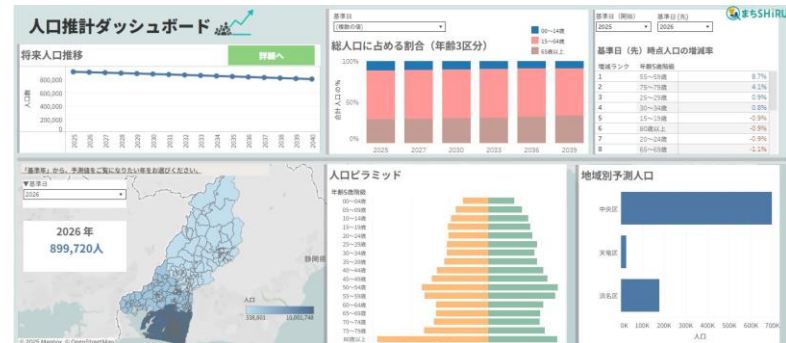
例：
外国人住民動態に基づく支援の検討
外国籍の子どもや高齢者の傾向を把握して今後の支援検討に活用



（2）将来人口推計

住民基本台帳の移動に基づく人口推計によって、地域の実情に合った推計の活用が可能

例：
公共施設の需要予測・適正配置
保育所・児童館、小中学校、投票所など、様々な施設の需要の予測やそれらを踏まえた適正配置の検討に活用



8.取組報告（データ分析基盤の活用想定）

（3） 国・県への報告データの作成

定期的に報告を求められるデータをあらかじめ作成

例：

母子保健事業に係る実績

毎年報告が求められるデータを基幹業務データを使ってあらかじめ

作成しておくことで、データの入手・クレンジング・集計に係る作業を効率化

（4） その他データの集計の自動化

基幹業務以外で庁内で各課等が個別に保有しているデータの集計を自動化

例：

アンケート調査の集計・分析

定期的に実施している市民意識調査などアンケート調査の集計作業を効率化するとともに、単純集計や任意の設問とのクロス集計、過年度との比較などにより深い分析が可能

9. 主なKPI達成状況（つくば市・浜松市）

KPI	改革前	本年度	目標	達成に向けた取組	
				本年度の取組	次年度以降の取組
【つくば】分析結果を「エビデンス」として利用したケース数	0 (R6.4)	0	20 (R9末)	全部署を対象としたニーズ調査によって、庁内利用ニーズを把握するとともに、詳細ヒアリングを実施し、必要なダッシュボードを具体化した。これにより、ダッシュボードの完成後に事業の根拠として利用される数を確度を高める。	ダッシュボード作成支援や操作研修を実施し、ニーズに合わせた表やグラフ等のダッシュボードを積極的に作成・提供することで、事業の根拠として利用される数を増やす。
【つくば】本基盤で作成した表・グラフの数	0 (R6.4)	20	40 (R9末)	全部署を対象としたニーズ調査によって、庁内利用ニーズを把握するとともに、詳細ヒアリングを実施し、必要なダッシュボードを具体化した。これにより、ダッシュボードの完成後に事業の根拠として利用される数を確度を高める。	ダッシュボード作成支援や操作研修を実施し、ニーズに合わせた表やグラフ等のダッシュボードを積極的に作成・提供することで、事業の根拠として利用される数を増やす。
【浜松】分析結果を「エビデンス」として利用したケース数	0 (R6.4)	24	60 (R9末)	庁内のニーズを適切に把握し、ニーズに合わせた表やグラフ等のダッシュボードを積極的に作成・提供することで、事業の根拠として利用される数を増やす。	既存ダッシュボードの活用状況を分析し改善を加えるとともに、引き続き庁内のニーズを適切に把握し、ニーズに合わせた表やグラフ等のダッシュボードを積極的に作成・提供することで、事業の根拠として利用される数を増やす。
【浜松】本基盤で作成した表・グラフの数	0 (R6.4)	100以上	60 (R9末)	庁内のニーズを適切に把握し、ニーズに合わせた表やグラフ等のダッシュボードを積極的に作成・提供することで、事業の根拠として利用される数を増やす。	既存ダッシュボードの活用状況を分析し改善を加えるとともに、引き続き庁内のニーズを適切に把握し、ニーズに合わせた表やグラフ等のダッシュボードを積極的に作成・提供することで、事業の根拠として利用される数を増やす。

10.改革の効果・さらなる業務改善の検討（つくば市・浜松市）

改革による効果

- データに基づく政策の立案・廃止・見直しによる質の向上
- データ処理の自動化による分析業務の迅速化

基本データリストを活用した抽出・加工のプロセスの自動化により、分析用データの作成に係る職員の作業時間を削減

- 共同利用によるコストの縮減

単独でのシステム構築と比較し、導入・運用コストを縮減することが可能

更なる業務改善の検討

- ノウハウの共有による費用対効果の向上

つくば・浜松だけでなく、参加自治体間で活用事例やテンプレートを共有することで、効果を最大化することが可能

- 対象業務の段階的な拡充

庁内への普及促進と合わせて、基本データリストを用いて自動連携する対象業務を段階的に拡充

11.今年度の取組における課題・要因・解決策、今後の見通し（つくば市・浜松市）

取組の中で生じた課題・要因・解決策

【課題1】データ連携における課題

要因1：基本データリストには版があるが、J-LISが仕様書で示していたBCLの中間DBにおいて取り入れる版数とつくば市・浜松市で作成した版数に相違があった

要因2：BCLの中間DBへのデータ連携に当たり、基本データリストに一定の加工が必要であった

【課題2】システム本稼働の遅延

要因1：標準化システムの稼働がつくば市・浜松市ともに令和8年1月からとなっていたが、1月以降も標準化システム切り替えによる対応が生じたことやBCLにデータ連携した際のエラー対応が生じたことによるもの

【課題3】データを活用することができる人材の育成

今後の課題解決に向けた取組

【実証期間中に解決できたもの】

課題1に対する解決策

要因1：つくば市・浜松市の版数に対応

要因2：基幹業務システムベンダーにデータの加工を依頼

課題2に対する解決策

要因1：スケジュールの見直しを行い今年度の本稼働期間を短縮

【次年度以降に解決する見込みのもの】

課題1に対する解決策

要因1：他自治体への横展開を見据え、関係者を交えて恒久的な対応を検討

要因2：一部の加工要件について、影響範囲を検討した上で、廃止も含めた協議を行う

課題2に対する解決策

要因1：年度当初から利用可能

課題3に対する解決策

研修等を実施することにより継続的に人材育成に取り組む 18